

労働保険料の算定基礎となる賃金早見表（例示）

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
<ul style="list-style-type: none">基本給・個定給等基本賃金超過勤務手当・深夜手当・休日手当等扶養手当・子供手当・家族手当等宿、日直手当役職手当・管理職手当等地域手当住宅手当教育手当単身赴任手当技能手当特殊作業手当奨励手当物価手当調整手当賞与通勤手当休業手当定期券・回数券等創立記念日等の祝金（恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合）チップ（奉仕料の配分として事業主から受けるもの）雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合）住居の利益（社宅等の貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合）	<ul style="list-style-type: none">休業補償費退職金結婚祝金死亡弔懸金災害見舞金増資記念品代私傷病見舞金解雇予告手当（労働基準法第 20 条の規定に基づくもの）年功慰労金出張旅費・宿泊費等（実費弁償的なもの）制服会社が全額負担する生命保険の掛金財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等（労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等）住居の利益（一部の社員に住宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合）